

ISSUE BRIEF

日本の当面する外交防衛分野の諸課題 —2007年春以降の主要な論点—

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 569 (2007. 3. 13.)

はじめに

1 日本外交の再構築

- ・日本外交の新基軸
- ・日中関係
- ・日韓関係
- ・日露関係
- ・東アジア地域協力

2 日本版 NSC (国家安全保障会議)
の創設

3 北朝鮮問題—6 者協議の再開と
合意文書の採択

4 在日米軍再編関連法案

5 自衛隊の海外派遣と防衛省の
組織再編

6 国際刑事裁判所への加盟

おわりに

【文献リスト】

外交防衛調査室・課では、およそ半年ごとに、我が国の外交・防衛分野における当面の諸課題を簡単に解説したシリーズを刊行してきた。本号は、4冊目にあたる。

2006（平成18）年9月の安倍政権誕生以降、停滞気味であった我が国の対アジア外交も動き出すことになった。一方、北朝鮮が、7月に弾道ミサイル発射実験、10月に初の地下核実験を実施したことで、北東アジアの緊張は一挙に高まった。しかし、本年（2007年）2月の北朝鮮の核問題をめぐる6者協議の合意により、当面の危機は去ったかに見える。

以下では、安倍政権下で再構築をめざしている日本外交の今後の課題を含め、2007年春以降の我が国が当面する外交・防衛分野の諸課題を取り上げ、その論点を整理した。

外交防衛調査室・課

調査と情報

第569号

はじめに

2006（平成18）年9月、5年半にわたった小泉政権の後を受けて、安倍政権が誕生した。停滞気味であった我が国の対アジア外交も動き出すことになった。国外では、北朝鮮が、7月に弾道ミサイル発射実験を、10月には初の地下核実験をそれぞれ実施するなど、北東アジアにおける不安定要因であることを一層印象づけることになった。

以下では、再構築をめざす日本外交の今後の課題を含め、2007年春以降に我が国が当面する外交・防衛分野の諸課題を取り上げ、その論点を整理した。

1 日本外交の再構築

安倍首相は、政権発足直後の2006年10月の中韓両国歴訪によって、アジア外交重視の姿勢を示した。日米関係、国連外交と並んで日本外交の機軸であるアジア外交を立て直し、日本外交をどう再構築するかが今、問われている。日米同盟を外交の機軸としつつも、同年11月に麻生外相が提唱したユーラシア大陸外周部を「自由と繁栄の弧」とする構想は、日本外交に新機軸をもたらすものとして注目されている。

【日本外交の新基軸】 麻生外相は、第166回国会の外交演説で、日米同盟、国際協調、アジア重視という日本外交の基本指針に、新機軸を加えると述べた。①民主主義、自由、人権、法の支配、市場経済という「普遍的価値」を重視する「価値の外交」を展開し、②その一環として、ユーラシア大陸外周部に成長している新興民主主義国を带状につなぐ「自由と繁栄の弧」を、日本の積極的関与によって作る意向を示した。2007年1月、EU諸国を歴訪した安倍首相と麻生外相は、各国首脳との会談で、この新機軸を繰り返し表明した。新機軸には、我が国の地球規模での貢献をアピールすると同時に、天然資源確保、国連対策等、現実の「国益」につなげる狙いがあるとも指摘されている。新機軸が今後、どのような具体的な外交成果に結びつくか、見守っていく必要がある。

【日中関係】 2006年10月の安倍首相の訪中では、日中関係を「戦略的互惠関係」であるとした、日中共同プレス発表文書が発表された。このプレス発表は1998年の日中共同宣言以来の共同文書であり、戦後日本の平和国家としての歩みを、中国が、文書の形で初めて評価した点で注目された。両国間では、2006年11月のAPEC首脳会議での安倍・胡錦濤会談、2007年1月の東アジアサミットでの安倍・温家宝会談など、首脳間の接触が継続されてきた。政治関係停滞の原因の1つとされた歴史問題では、歴史共同研究が、日中の歴史専門家を集めて開始され、2008年中の成果発表を目指している。2月に訪日した李肇星外相は、安倍首相、麻生外相と会談し、4月の温家宝首相の訪日に向け、さらなる関係改善に意欲を示した。また、会談では、東シナ海ガス田の共同開発に向け、昨年（2006年）7月以降中断している局長級協議を、3月にも再開することで一致した。北朝鮮核問題をめぐる6者協議においても、日中の緊密な連携が確認された。しかし、日中双方の主張が食い違う問題も山積しており（表1参照）、「戦略的互惠関係」を内実あるものとするかどうか、今後の課題となる。

表1 日中の主張の主な食い違い

日 本		中 国
事前通報制度の順守を求める	日本の排他的経済水域（EEZ）での中国の海洋調査	尖閣諸島は中国固有の領土。周辺での調査は正当な主権の行使
合意した共同開発をハイレベルで確認を	東シナ海での中国のガス田開発	（生産開始など）新たな状況は生じていない。近く局長級交渉をする
事前通報がなく、破片も飛ぶので、安全保障上、問題がある	中国による人工衛星の破壊実験	誰の脅威でもない。宇宙での軍拡競争の意図もない。今後実験をすることはない
過去の歴史を謙虚に振り返り、平和国家として歩む	歴史認識	今年は盧溝橋事件 70 周年と言う歴史的に敏感な年。適切に処理したい
行くか行かないかは明らかにしない	日本の首相の靖国神社参拝	敏感な問題も残っている。日中の大局を再び妨げないよう希望する

（出典）『日本経済新聞』2007.2.17.

【日韓関係】 安倍首相は、就任直後の2006年10月9日に韓国を訪問し、盧武鉉大統領と会談した。両首脳は、未来志向の関係を目指すことで一致した。しかし、盧大統領は、靖国神社参拝問題、歴史教科書問題、いわゆる従軍慰安婦問題を、両国関係の課題に挙げたため、会談後の共同文書も出されないなど、関係改善が容易ではないことが浮き彫りとなった。韓国側の説明によれば、盧大統領は、11月18日の日韓首脳会談でも、歴史問題に言及したとされ、歴史認識をめぐる問題が、依然として残されていることを印象づけた。

竹島周辺の排他的経済水域（EEZ）境界画定交渉は、膠着状態が続いている。2006年9月の協議で、日本は事前通報制度の導入を提案したが、合意には至らなかった。両国は、対話継続の必要性について一致しているものの、協議の再開には至っていない。この問題には、竹島の領有権問題が密接に関わっているため、今後も協議の難航が予想される。

北朝鮮の核実験問題について、両国は、6者協議の合意実現に向けた連携を確認している。しかし、拉致問題が進展しない限り、エネルギー支援は行わないとする日本を、韓国は、「非核化の恩恵だけを受け、費用を負担しないことはないだろう」と牽制するなど、両国の姿勢には温度差がある。

【日露関係】 安倍首相が日露関係改善の意志を表明したことを受けて、北方領土問題打開に向けた糸口が模索されている。2006年11月の日露外相会談では、両国の外務次官級による戦略対話の開始が合意され、本年（2007年）1月に初の戦略対話が実現した。谷内外務事務次官は、領土問題についての協議はなかったと述べたが、年内にも、次回対話を日本で開催することが合意された。2月末にはフラトコフ首相が来日し、安倍首相と会談した。エネルギーや貿易投資等、経済分野を中心とした連携強化が合意され、政府間および民間で複数の文書が署名された。関係強化に向けた機運の高まりを、どう領土問題の問題解決に結びつけていくかが今後の課題となる。

【東アジア地域協力】 ASEAN+3（日中韓）首脳会議、東アジアサミット（EAS）等のASEANを中心とする一連の会議が、本年（2007年）1月に開催された。サミットでは、省エネルギーやバイオ燃料の利用促進を内容とする「東アジアエネルギー安全保障に関するセブ宣言」が採択された。また、EAS 16カ国の民間専門家による経済連携に関する研究開始で合意した。今回のEASで我が国は、エネルギー安全保障、青少年交流（年間約6,000名を招へい）、鳥インフルエンザ対策（6,700万ドルの追加拠出）など、10項目の経済協力案件

を表明した。その一方、前回の EAS 開催（2005 年 11 月）に際して焦点となった、将来の「東アジア共同体」に関する議論は深まらず、議長声明にも盛り込まれなかった。次回の ASEAN+3 首脳会議（本年 11 月にシンガポールで開催予定）では東アジア協力に関する中長期的な道筋を示す共同声明の採択が予定されており、今後、地域協力のあり方をめぐる論議が展開されることになろう。

2 日本版 NSC（国家安全保障会議）の創設

2007（平成 19）年 2 月 27 日、日本版 NSC（国家安全保障会議）の基本構想を示した官邸機能強化会議（議長：安倍首相）の報告書が公表された。報告書は、従来の安全保障会議設置法を改正して、内閣の下に「国家安全保障会議（仮称、以下 JNSC とする。）」を創設することを提言した。実現すれば、安倍首相が政権構想の柱の 1 つとして提唱していた、官邸機能強化のための「日本版 NSC（国家安全保障会議）」が 2008 年 4 月にも発足する。

報告書によれば、JNSC の役割は、①外交・安全保障に関する長期戦略を考え、②複数の省庁に関わる外交・安全保障政策を決め、③国家的な緊急事態に迅速な対応をとる、の 3 つである。構成員は、議長である首相と官房長官、外相、防衛相のほか、国家安全保障担当首相補佐官と JNSC の事務局長が常時出席する。会議には、常設の事務局が置かれ、事務局長の下に、次官級の事務局次長（外政担当と安全保障・危機管理担当の官房副長官補 2 人が兼任）が置かれ、自衛官や民間専門家からの登用を含む 10～20 人程度の専任スタッフが配置される。安全保障担当首相補佐官が、事務局長を兼ねることもできる。

官邸機能強化会議報告書と別に、情報機能強化検討会議（議長：塩崎官房長官）が 2 月 28 日に、内閣情報調査室に内閣情報分析官を置くこと、などを提言した中間報告書を取りまとめた。内閣情報分析官は、政府の各情報機関からの情報を総合的に分析して「情報評価書」原案を作成する。各省庁局長級の合同情報会議に諮った上で、「情報評価書」が首相や官房長官に提出され、JNSC での議論に活用されることになる。

これらの提言に対しては、省庁間の縦割りの弊害を除去し、迅速な政策の立案と決定を行うことができると評価する声がある一方で、以下のような問題点も指摘されている。第 1 は、JNSC が諮問・調整機関と位置づけられている点である。JNSC での決定事項が実施に移されるかどうか、その実効性の担保はあいまいである。形骸化が指摘された従来の安全保障会議とは異なる運用ができるかどうか、最終的には、首相のリーダーシップに依存することになるかもしれない。第 2 は、JNSC と、外務、防衛両省との関係が不明確な点であり、迅速な政策決定に悪影響を及ぼす可能性もある。第 3 に、情報の集約と分析にあたる内閣情報分析官が、確実に政府内の各情報機関の情報にアクセスできるのか、という点と、政策決定と独立して情報の客観的分析を行うことができるのか、という点である。これらを担保する制度を、どう組み立てるかについては不透明である。第 4 は、両報告書とも、期せずして、関係者に厳重な守秘義務を課すことを提言している点である。これによって、情報機関間や政策決定者間でルールに則った情報の流通が促される反面、政策の透明性が妨げられる可能性もあるとも言われる。たとえば、JNSC が策定することになる、外交・安全保障に関する長期戦略は公開されることになるのか。また、首相の政策判断の根拠となる、内閣情報分析官による「情報評価書」がどの程度まで公開されるのか。秘密保全と情報公開のバランスをどうとるのか、安倍政権の基本姿勢が問われることになろう。

3 北朝鮮問題—6者協議の再開と合意文書の採択

【6者協議の再開と初期段階措置の合意】 2006年10月9日の北朝鮮の核実験実施に対し、北朝鮮に経済制裁を課す国連安保理決議第1718号が採択された。一方、米中朝は、事態打開のために水面下で接触を行い、10月末、6者協議（日米韓中露朝、北朝鮮の核兵器開発問題協議のため2003年8月以降5度開催）の再開に合意した。2006年12月、1年1ヶ月ぶりに協議が再開され（18日～22日、第5回協議第2セッション）、2007年2月の協議（8日～13日、同第3セッション）では、北朝鮮の核放棄に向けた「初期段階措置」に関する合意文書が採択された。主な内容は、以下のとおりである。

- 6者は、2005年9月の第4回協議で採択された共同声明（北朝鮮が、全ての核兵器及び既存の核計画を放棄、NPT条約及びIAEA保障措置への復帰）を実施するための初期段階措置を、60日以内に行う。
- 北朝鮮は、再処理施設を含む寧辺の核施設の稼働を停止・封印し、IAEA査察官の復帰を認め、全ての核計画の一覧表について5者と協議する。米朝は、外交関係樹立のための協議を開始する。米国は、北朝鮮のテロ支援国家指定解除と対敵通商法の適用終了の作業を開始する。日朝は、平壤宣言に従い国交正常化協議を開始する。重油5万トンに相当する北朝鮮への緊急エネルギー支援の最初の輸送は、60日以内に開始する。
- 5つの作業部会を、30日以内に開催する。作業部会は、①朝鮮半島の非核化（議長：中国）、②米朝国交正常化、③日朝国交正常化、④経済及びエネルギー協力（議長：韓国）、⑤北東アジアの平和及び安全のメカニズム（議長：ロシア）。
- 初期段階及び次の段階（北朝鮮による全ての核計画の完全な申告、全ての既存の核施設の無能力化を含む）の期間中、北朝鮮に対し、計100万トンの重油に相当する支援を提供する。（ただし、日本は、拉致問題を含む日朝関係に進展が見られるまで支援に参加せず。）
- 初期段階措置の実施後、北東アジア地域における安全保障面での協力を促進するための閣僚会議を開催する。
- 第6回6者協議を、3月19日に開催する。

【合意の背景と今後の課題】 今回の合意の背景には、米国の外交姿勢の変化があるとみられる。従来、北朝鮮が6者協議復帰の条件として求めていた金融制裁（北朝鮮の資金洗浄行為に関与した疑いのある、マカオのバンコ・デルタ・アジア（BDA）との米国内銀行の取引禁止措置、2005年9月）の解除要求に対して、米国は、6者協議とは別問題だとして応じず、直接対話にも消極的であった。しかし、2006年12月には、6者協議と並行して米朝間で金融制裁協議が行われ、2007年1月にも、ベルリンと北京で協議が継続された。この過程で、米朝は一定の合意に達していたとも報じられている。

今回の合意文書に関しては、北朝鮮が既に保有しているとみられるプルトニウム、核兵器及び濃縮ウランの廃棄に触れられないまま、北朝鮮に見返りを与えた点を問題視する見方や、拉致問題に進展がなければ重油支援に参加しないという日本政府の方針を貫けば、核問題が進展した場合に、6者のなかでの孤立を招く、との懸念なども出されている。

拉致問題と核・ミサイル問題の解決は、容易ではないし、かつ長期間に及ぶものと思われる。拉致問題では、日朝国交正常化作業部会での進展に悲観的な観測もある。この際、関係国の理解を得ながら、「対話と圧力」をバランスよく用いて北朝鮮に前向きな対応を促すとともに、核問題では、米国だけでなく中国、韓国などとも連携し、朝鮮半島非核化

に向けた中長期的な手順を提案するなどして、我が国が6者の枠組みのなかで積極的な役割を果たしていくことが求められよう。

4 在日米軍再編関連法案

2006年5月、日米両国政府は、在日米軍と自衛隊の再編計画（「ロードマップ」）に合意した。この計画では、在沖海兵隊約8,000人のグアム移転、普天間飛行場のキャンプ・シュワブ沖への移設、沖縄県中部の米軍基地の返還、空母艦載機の厚木から岩国への移転、嘉手納・三沢・岩国で行われている米軍機訓練の国内自衛隊基地（千歳・百里・小松等）分散移転等が決定された。この決定を実施するため、日本政府は、2007（平成19）年2月に「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法案」（第166回国会閣法第27号）を国会に提出した。なお、日米は、ロードマップとは別に、2005年10月に、原子力空母の2008年横須賀配備も決定しているが、この事案も本法案の対象とされている。

本法案の目的は、再編によって影響を受ける基地周辺住民の負担を軽減するため、「住民の生活の利便性の向上」と「産業の振興」を目的とした特別措置を講ずることにある。特別措置とは、基地所在市町村への「再編交付金」の交付、基地周辺自治体による「再編関連振興特別地域整備計画」への財政支援、再編により失職する基地従業員に対する再就職支援（技能教育訓練等）、国際協力銀行によるグアム移転経費の出資・融資である。

【自治体への財政支援】 法案によれば、再編交付金は、「再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要」な場合にのみ交付される。この規定により、政府は、再編を受け入れている自治体を交付金の対象から除外することができる。また、交付金の金額は、再編の進捗状況等に応じて段階的に引き上げられる。詳細は政令で規定されることになるが、例えば、再編受け入れの段階で25%、環境アセスメント実施の段階で50%、施設整備着工の段階で75%、再編完了の段階で100%のようなものになると思われる。しかも、本法案は、2017（平成29）年3月末で失効する時限立法であるので、自治体が交付金をなるべく多く得るためには、国が行う施設整備等に協力して早期に再編を完了させる必要がある（ただし、法失効後も、最低5年間は交付金が交付される）。

地域整備計画は、再編に伴う負担が特に著しい自治体に対して、更なる財政支援を行うための措置である。この計画は、基地周辺自治体における交通施設・生活環境の整備や産業振興を行うもので、政府は計画実施に必要な経費について、地方自治体に対する補助を行う。この計画を策定するのは都道府県知事であるが、その実施を決定するのは防衛大臣であり、この場合も、自治体が補助を受けるには再編への協力が前提となる。

政府が、交付金の金額を段階的に引き上げることとしたのは、1996年のSACO（沖縄に関する特別行動委員会）合意の教訓があると言われている。当時も政府は、SACOで決定された在沖米軍基地の再編を進めるために、SACO交付金を創設し、沖縄振興策を実施した。しかし、地元住民や自治体の利害調整に手間取っただけでなく、基地移転に対する反対運動も起きてしまい、SACO合意の大半は、予定期日を過ぎた現在でも実現していない。政府からすれば、「財政支援を持ち逃げされた」結果となった。

しかし、今回の交付金制度に対して、自治体側からは、「財政支援を手段として地元へ圧力をかけるものだ」といった反発も出ている。例えば、これまで岩国市は、SACO合意を受け入れた見返りとして、新市庁舎建設への補助金を国から支給されていた。しかし、岩国市は空母艦載機の移転に反対しているため、政府は、移転を受け入れない限り市庁舎建

設への補助金も支給しないとの姿勢に転じた。また、普天間飛行場の移転に関して、当初案の修正を要求している名護市に対しても、防衛省幹部は、交付金は「今のままでは出せない」と発言したと報じられた。このような政府の姿勢に対して、地元住民からは批判が起きている。現時点では、ロードマップで合意された再編計画に同意していない自治体も存在する。確かに、新たな財政支援制度は、自治体の合意を取り付ける上で効果があるかもしれない。しかし、仮にそれが自治体や住民の不満を金銭によって懐柔するような形で行われるならば、「地元負担の軽減」を目的とした今回の米軍再編も、米軍基地問題の根源的な解決にはつながらないかもしれない。

【グアム移転費の負担】 在沖海兵隊のグアム移転費に関しては、総額 102.7 億ドルのうち、日本が 60.9 億ドル、米国が 41.8 億ドルを負担することが合意されている。日本負担分のうち、政府が直接支出する 28.0 億ドル（司令部庁舎等の建設）以外の 32.9 億ドル（家族住宅やインフラ整備等）は、特別会社への出資や融資で賄われる。今回の法案は、この 32.9 億ドルについて、国際協力銀行を通じた出資・融資を可能とするものとなっている。直接支出分に関する規定が無いのは、司令部庁舎等の建設には直ちに着手する必要がないためであり、直接支出を可能とする法制度が必要かといった判断は先送りされている。

法案によれば、国際協力銀行は、他の業務と再編関連の業務の経理を区別し、後者のための特別勘定を設けなければならない。この措置によって、出資・融資した資金の回収が適切に行われているかを確認することも可能となるだろう。しかし、資金の返済には、米軍人が支払う家賃、水道使用料、光熱費等が当てられるため、資金回収の完了には相当程度の年数が必要であり、確実に返済される保証もないとの見方もある。そもそも、60 億ドルものグアム移転経費を日本政府が負担することに対しては、いまだに批判的な声もある。政府は、今回の法案で規定されている出資・融資制度の適切性のみならず、グアム移転経費負担の正当性を改めて国民に説明する責任があると言えよう。

5 自衛隊の海外派遣と防衛省の組織再編

【イラク特別措置法の期限延長】 現在、イラクでは航空自衛隊が米軍・多国籍軍に対する空輸支援にあたっているが、活動の根拠であるイラク人道復興支援特別措置法（平成 15 年 8 月 1 日法律第 137 号）は、2007（平成 19）年 7 月 31 日に期限切れを迎える。政府は、活動期間を 1 年ないし 2 年間延長する方向で検討していると伝えられており、期限延長のため、特措法改正案を第 166 回国会（常会）に提出する予定である。2007 年 1 月 10 日、ブッシュ米大統領は「イラク新戦略」を発表し、当面は米軍部隊の増派とイラク軍の訓練強化などで、治安の改善を図る方針を示した。しかし、その後もイラクにおける治安情勢は改善されていない。一方、米議会における増派反対決議の採択（2 月 16 日）や、これまで多国籍軍の主力となってきた英国の大幅な撤退計画発表（2 月 21 日）などに見られるように、米国のイラク政策をめぐる情勢は大きく変化しつつある。特措法改正案の審議では、イラクにおける治安情勢の見通し、航空自衛隊による活動継続の必要性、我が国による今後の復興支援のあり方といったテーマが、焦点となるであろう。

【自衛隊の国際活動に関する「恒久法」制定問題】 安倍首相は、2006 年 10 月 23 日の参議院本会議で、自衛隊の国際活動に関する「恒久法」制定について、「国民的議論を十分に踏まえた上で、幅広く検討を進めていく」と述べた。また、2007 年 1 月 12 日には、北大西洋条約機構（NATO）理事会で行った演説で、「憲法の諸原則を順守しつつ、国際的な

平和と安定のため自衛隊を派遣することをためらわない」と述べ、「恒久法」制定に積極的な姿勢を示した。同年1月9日、防衛省昇格関連法の施行に伴い、国際活動は、新たに自衛隊の本務となったが、PKO や国際緊急援助などを除いて、国際活動を随時行うための根拠法は未だ存在しない。政府は、自衛隊の国際活動に関する恒久的な法整備として、2003年8月から内閣官房において検討作業を進めてきたが、未だ法案化されるには至っていない。この間、2006年8月30日には、自民党国防部会が、国連決議が無い場合の活動実施や、活動範囲と武器使用の拡大などを概略とする、党としての法案（国際平和協力法案）をまとめている。政府は、アフガニスタンで活動する「地域復興支援チーム（PRT）」への自衛隊参加についても検討しているといわれ、今後本格化するであろう「恒久法」をめぐる論議では、自衛隊の活動と国連決議との関係、活動領域と武器使用の拡大などが主要な論点になるものと予想される。

【防衛省の組織改編と談合防止策】 2005（平成17）年11月に表面化した防衛施設庁の官製談合事件は、施設庁審議官ら関係者の逮捕に発展した。防衛庁は、再発防止の観点から、施設庁の解体を柱とする組織改編の検討を進め、2006年7月14日に、新たな組織案の骨格をまとめた。政府は、この案に沿って、防衛庁の省昇格に合わせた組織改編を実施するため、2007年2月9日、防衛省設置法改正案を第166回国会（常会）に提出した（第166回国会閣法第28号）。改正案の骨子は、①施設庁の廃止と防衛省への統合、②談合事件を起こした施設庁建設部所管事務の分割、③防衛監察本部（仮称）の新設などである。国会審議では、組織改編と実効的な談合防止策との関係が問われるであろう。

6 国際刑事裁判所への加盟

政府は、国際刑事裁判所（以下ICCとする。）に加盟するため、国際刑事裁判所に関するローマ規程（以下「ICC規程」とする。）締結承認案及び国際刑事裁判所に対する協力等に関する法律案（以下「ICC協力法案」とする。）を、第166回国会に提出した。平成19（2007）年度予算政府案では、ICCの分担金7億2,000万円が計上されている。この時期の加盟には、2009年に予定されているICC規程の再検討会議及び裁判官選挙に参加する狙いもある。

【ICC規程及びICC協力法案の概要】 ICC規程は、1998年7月17日に作成され、2002年7月1日に発効した。ICCは、集団殺害犯罪（ジェノサイド罪）、人道に対する犯罪、戦争犯罪及び侵略犯罪の4つ（ただし、侵略犯罪についてはその定義が採択された後でなければ管轄権を有さない）を、国際社会全体の関心事である最も重大な犯罪として、これを犯した個人を直接裁く常設の裁判所である。ICCは、各国の刑事裁判権を補完するものと位置づけられており、各国の刑事裁判権が正常に機能しない場合に限り、その権限を行使する。ICCには、捜査及び訴追を行う検察局も置かれる。ICCに事態を付託できるのはすべての締約国及び安全保障理事会であるが、検察官も予審裁判部門の許可を得て職権により捜査を行うことができる。ICCが管轄権を行使するためには、犯罪実行地国又は被疑者国籍国のいずれかの同意が必要である。

ICC協力法案は、ICC規程に定められた義務を果たすため、犯罪人の逮捕、引渡し、証拠の提供、刑の執行等ICCへの協力のための手続を定め、また、証拠隠滅、証人への威迫、偽証、贈収賄等ICCの裁判の運営に対する犯罪についての罰則を定める。

【ICCの現状及び課題】 ICCでは現在、ウガンダ、コンゴ民主共和国、スーダン（ダルフ

ール地方)の各事態についての捜査が進められており、コンゴについては、年内に第一審の公判が開かれる見込みである。このほか、中央アフリカ共和国の事態が付託されている。

加盟国は、2007年2月1日現在、104カ国である。しかし、米国、ロシア、中国といった主要国は未加盟であり、また、アジア・中近東からの加盟国も12カ国にとどまっている。米国は、クリントン政権下の2000年に一旦署名したものの、2002年にブッシュ大統領が、外国に派遣した自国兵士が政治的な理由で裁かれるおそれがあることを理由に、署名を撤回した。一方、アジア諸国が未加盟なのは、ICCの活動が、自国の主権との関係で問題を生じるとの懸念などのためではないか、との指摘もなされている。

【加盟への課題】 日本は、ICC 規程の作成に当たり大きな役割を果たしたが、国内法の整備が必要であるとして、これまで加盟しなかった。政府は、国内法整備について、今回ICC 協力法案に定める事項のほか、集団殺害犯罪や人道に対する犯罪について、新しい刑罰規程を設ける必要があるかどうか、ICC 規程で時効不適用とされていることの影響はどうか、上官命令の抗弁に関する規定の影響はどうかなどの課題をあげていた。また、ICC に対し否定的対応をとる米国との調整も課題である。米国は、軍事支援や経済援助の停止を材料に、米兵をICC への訴追から免責する2国間協定の締結を各国に求めている。財政上の課題もある。ICC には大国が未加盟のため、分担金の額は加盟国最大となることが予想される。このため、発言力の強化が期待できる一方、財政負担への懸念も考えられる。これらの課題が解決されているかどうか、当面の論点となるだろう。

おわりに

本稿では、第166回国会(常会)後半に議論が予想される課題を中心にしたため、取り上げていない課題もある。また、外交・防衛政策上の課題と密接に関連するものの、外交・防衛以外の他の政策分野に属する課題も取り上げていない。これらの課題のうち、重要と思われる以下の5つの課題に簡単に触れることで、本稿のむすびとしたい。

第1は、日本外交の基軸とされてきた日米関係を今後どう運営していくかに関連した問題である。小泉前政権下で、主に小泉前首相とブッシュ大統領の個人的な関係を基礎に、最良の状態にあると言われてきた日米関係であるが、安倍政権発足以降、必ずしも従前通りではない。安倍首相は、歴代首相が就任時に行ってきた訪米による日米首脳顔合わせを行っていないとされる。2006年秋の中間選挙で、米議会が共和党支配から民主党主導になったことにより、日本政府は、ブッシュ共和党政権だけを相手に日米関係を運営していくのでは、不十分になった。民主党主導の議会の影響によって、米国の対北朝鮮や対イラク政策などが転換する可能性にも目配りしつつ、日本として、グローバルな課題および地域的な課題の両方で、日米の協力関係を維持する方策を探っていく必要があるだろう。

第2は、我が国の国連安全保障理事会常任理事国入りの問題である。日本が、ドイツ、インド、ブラジルと共同で提出した安保理改革案が2005年9月に廃案になって以降、常任理事国入りは一旦遠のいた。しかし、2006年の北朝鮮核実験問題への対応の中で、安保理の重要性が再確認され、改めて安保理での議席確保の必要性が認識された。政府としても常任理事国入りの戦略の根本的見直しが求められるところである。

第3に、米国が日本に要請していると言われる「軍事情報に関する一般保全協定(GSOMIA)」の締結の問題がある。日本が推進するミサイル防衛を実効性あるものとするため、またミサイル防衛関連の日米共同技術開発を円滑に進めるため、秘密情報を日米間で

広範にやり取りできるようにするものである。2005年10月の2+2文書でも、「共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる」ことが、両国関係強化のための不可欠の措置と位置づけられた。また、本稿2で紹介した、最近の日本版NSCに関する議論においても、情報保全のための立法の必要性が提言されている。両者に関連性があるのかどうかも含めて、立法の必要性や問題点に関する議論が、今後活発化することになるだろう。

第4に、外交・防衛政策に密接に関連した課題として、自民党などが議員提案を目指す「海洋基本法案（仮称）」がある。従来の縦割りに終始する行政に代えて、EEZ及び大陸棚のエネルギー、鉱物、漁業資源の調査、開発、利用に関して、関係省庁が情報を共有し、国として海洋問題に一体的に対応するための基本法であるとされる。また、海洋権益確保をめざす法案もすでに与野党双方から提案されて、継続審議となっている。これら既出の法案と「基本法案」はどのように関係するのか、また、縦割りの海洋政策をどこまで克服できるのかなど、今後、議論が深められていくものと思われる。

第5に、自民党が議員立法をめざしていると伝えられる「宇宙基本法案（仮称）」に関する問題がある。法案の内容は、我が国の宇宙開発の目的を「研究開発」「安全保障・防災」「産業振興」の3本柱とし、宇宙開発を「非軍事目的」に限定してきた政府解釈を緩和して、ミサイル防衛用に、日本独自の早期警戒衛星を導入するなど、自衛隊による「非攻撃的な防衛目的」の宇宙利用を可能にしようとするものであると報道されている。1969（昭和44）年の旧宇宙開発事業団法の制定に伴う「宇宙平和利用国会決議」（衆院本会議5月9日、参院本会議6月18日）とどう関係してくるのか、あるいは早期警戒衛星の我が国による独自運用が日米安保体制にどう影響するのかなど、多様な論点を含む問題となる可能性もあるだろう。

外交分野では、国際関係における中国の存在感が増す中で、エネルギー外交や食糧安全保障などの個別の分野においても、従来の我が国の外交のあり方を問う動きも生じているが、これらの課題は本稿の対象外となっている。

【文献リスト】

本稿の執筆にあたり参照したものの中から、読者の今後の参考になり、かつ比較的入手しやすいものを選択して、以下に文献リストとして掲げることとする。

◆日本外交の新基軸

鈴木美勝「新外交戦略『自由と繁栄の弧』」『世界週報』87巻49号, 2006. 12. 26, pp. 16-19.

◆日中関係・日韓関係

小島朋之「動き始めた日中関係」『外交フォーラム』20巻1号, 2007. 1, pp. 48-51.

中西寛「安倍新政権のアジア外交の課題」『東亜』473号, 2006. 11, pp. 24-31.

濱川今日子「尖閣諸島の領有をめぐる論点」『調査と情報-ISSUE BRIEF-』565号, 2007. 2. 28.

濱川今日子「東シナ海における日中境界画定問題」『調査と情報-ISSUE BRIEF-』547号, 2006. 6. 16.

村田純一「竹島問題、土壇場で危機回避」『世界週報』87巻23号, 2006. 6. 20, pp. 6-8.

小嶋光昭「竹島、排他的経済水域、そして歴史認識の問題」同上, pp. 10-15.

森本敏「日本の歴史認識とアジア外交戦略」『外交フォーラム』19巻3号, 2006. 3, pp. 62-68.

◆日露関係

岩下明裕『北方領土問題』（中公新書）中央公論新社, 2005.

木村汎『新版 日露国境交渉史』（角川選書）角川学芸出版, 2005.

◆東アジア地域協力

伊藤憲一・田中明彦監修『東アジア共同体と日本の針路』日本放送出版協会, 2005.

進藤栄一『東アジア共同体をどうつくるか』筑摩書房, 2007.

◆日本版 NSC

信田智人「日本の対外インテリジェンス・コミュニティ」『日本政治研究』3巻2号, 2006. 7, pp. 92-111.

等雄一郎「日本版NSC（国家安全保障会議）の課題」『調査と情報-ISSUE BRIEF-』548号, 2006. 9. 22.

◆北朝鮮問題

外務省「共同声明の実施のための初期段階の措置（仮訳）平成19年2月13日」

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/6kaigo/6kaigo5_3ks.html>

重村智計『朝鮮半島「核」外交—北朝鮮の戦術と経済力』講談社, 2006.

船橋洋一『ザ・ペニンシュラ・クエスチョン—朝鮮半島第二次核危機』朝日新聞社, 2006.

◆米軍再編

江畑謙介『米軍再編 新版』ビジネス社, 2006.

福田毅「在日米軍と自衛隊の再編計画」『調査と情報-ISSUE BRIEF-』541号, 2006. 5. 29.

◆自衛隊海外派遣

大野元裕「切れ目のない支援を実現するために—イラク情勢と日本の役割」『外交フォーラム』19巻3号, 2006. 3, pp. 36-41.

「特集1 自衛隊の国際貢献活動の歩みと今後の課題」防衛年鑑刊行会編『防衛年鑑 2004年版』防衛メディアセンター, 2004, pp. 9-58.

山口昇「平和構築と自衛隊—イラク人道復興支援を中心に」『国際安全保障』34巻1号, 2006. 6, pp. 17-34.

◆防衛省組織再編

半田滋「『防衛施設庁解体』の意味」『世界』751号, 2006. 4, pp. 29-32.

◆国際刑事裁判所

松葉真美「国際刑事裁判所規程履行のための各国の国内法的措置」『レファレンス』640号, 2004. 5, pp. 37-63.

「日本、来年中に設立条約締結」『朝日新聞』2006. 11. 7.

野口元郎「ICCは今：国際刑事裁判所の現状と加盟問題に関する一考察」『ジュリスト』1309号, 2006. 4. 1, pp. 104-113.

執筆担当者

はじめに	等 雄一郎
1 日本外交の再構築	
・日本外交の新基軸、日中関係	塚田 洋
・日韓関係	濱川今日子
・日露関係、東アジア地域協力	島村 智子
2 日本版 NSC の創設	等 雄一郎
3 北朝鮮問題	富田圭一郎
4 在日米軍再編関連法案	福田 毅
5 自衛隊の海外派遣と防衛省の組織再編	鈴木 滋
6 国際刑事裁判所への加盟	川西 晶大
おわりに	等 雄一郎